

## 第1問

Aは、平成13年8月7日、Bと同女の前夫であるCの長女として出生し、その後順調に発育していた。

Bは、Cとの結婚生活が破綻して、平成15年2月ころ、Aを連れて実家に戻っていたころ、被告人Xと知り合って夢中になり、同年11月ころから交際を始めた。平成16年4月ころ、Bは、実家に置き手紙を残して連絡先も知らせないまま、Aを連れてX方居室(以下「本件居室」という)に転がり込み、X、B及びAの共同生活が始まった。

しかし、同年9月ころから、XはAが泣くとうるさがり、Aを疎んじるような態度を示すようになった。そこで、Bは、Xに嫌われたくない一心から、Aを被告人の目には触れない場所に追いやろうと決意して、Aを本件居室のロフト上に上げた上、ロフトの入口に段ボールで障壁を設けて、その後は、週に一度の風呂に入れるとき以外、Aをロフトから下ろさなくなった。その上で、Bが、Xに対し、「Aの面倒は私が見るから、もう見なくていいよ」と告げたところ、Xもこれに同意した。

しかし、Xは、その後も、Aが泣くと、「Aがうるさい」、「2人で出ていけ」などと言い、嫌がる様子を露骨に示した。そのため、Bは、XがAを嫌っており、Aの世話をしていると、自分まで嫌われてしまうとの思いから、Aの世話も次第にしなくなっていった。同年11月初めから、Bは、Aの食事を1食に減らし、その量もおにぎり等1個で済ませて、水分としてコップ半分程度の水を与えるようになり、しかも、2日に1回程度は食事をやらない日もあった。さらに、Bは、Aが腹を空かせたり寂しがって泣いても、不機嫌な態度を見せたりするXを気遣い、早く泣きやませようとして、手拳や平手でAの顔や手足を叩くようになった。

そのため、Aは、同月終わりのころから、極度にやせ、元気もなくなっていった。

Xは、自らAを疎んじる態度をBに示すようになって以降、Bが、Aの世話を意図的に怠るようになり、時に暴力を振るうなど虐待していただけでなく、Aが、次第にやせ細り、衰弱していく様子を、概括的には認識していた。そのため、Xは、Bに対して「Aを実家に連れていった方がいいんじゃないの」などと言って、Aに医療機関による治療の機会を与える必要性を指摘したこともあったが、Bが「Xには何も関係ないから。知らなかったことにして。」などとこれに応じる意思のない旨答えると、それ以上は何も言わなかった。

同年12月8日以降、Aが、Bが与えたおにぎり等をすぐに吐くなど、食事をほとんど受け付けなくなったにもかかわらず、X及びBは、Aを医療機関に連れていくこともなかった。そして、同月22日の朝、Xは、Bと共に出掛け、同日20時ころ、帰宅したところ、Aが死亡しているのを発見した。

Xの罪責を述べよ。